

第1回横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会議事録	
日 時	令和3年12月6日(月)10時00分～11時30分
開催場所	戸塚区庁舎8階大会議室A
出席者	選定委員：石井委員、落合委員、菊池委員、中嶋委員、西尾委員、 福本委員、鷺見委員 事務局：松本福祉保健課長 渡辺事業企画担当係長、宮内事業企画担当、秦事業企画担当
欠席者	中瀬委員
開催形態	公開(委員会の決定により、議題3以降の審議は非公開)(傍聴者なし)
議 題	1 横浜市地域ケアプラザの概要について 2 会議の公開・非公開について 3 公募要項・応募関係書類の内容について 4 評価基準項目等について
決定事項	1 委員長に西尾委員を選任する。職務代理者に菊池委員を選任する。 2 委員会は、原則公開とする。ただし、公募要項・応募関係書類等についての審議、指定管理者の選定に関する採点等の審査及び指定候補者・次点候補者の選定については非公開とする。 3 横浜市名瀬地域ケアプラザ指定管理者公募要項及び応募関係書類の内容については、事務局案に各委員からの意見を基に修正を加えたものとする。 4 審査方法については、評価基準項目に基づき、応募団体の書類審査及び面接審査を総合的に実施する。評価基準項目及び採点方法、指定候補者・次点候補者の選定については、事務局案に各委員からの意見を基に修正を加えたものとする。また、最低制限基準については、全委員の採点結果の合計点の60%とする。
議 事	1 開会 2 委員紹介 3 本委員会の位置づけ 事務局から資料2・資料3・資料4をもとに説明。 4 委員長の選出 選定委員会運営要綱第6条に基づき、委員長に西尾委員を選出する。委員長から、職務代理者に菊池委員を指名する。

5 議事

(1) 横浜市地域ケアプラザの概要について

事務局から、資料5・資料5別紙をもとに説明。

(2) 会議の公開・非公開について

事務局から、資料6をもとに説明。

【決定事項】

・選定委員会運営要綱第9条及び「横浜市の保有する情報公開に関する条例」第31条に基づき原則公開となる。同条例第31条ただし書きにより、第1回選定委員会について、議題3以降の審議は公募要項等の公表前のため、非公開とする。第2回選定委員会については、指定管理者の選定に関する採点等の審査及び指定候補者・次点候補者の選定については、適正な審査が阻害されるため、非公開とする。

(3) 公募要項・応募関係書類の内容について

事務局から、資料8・資料9をもとに説明。

【委員からの意見】

(委員) 確認したい点について。

- ① 都市部や、都市部に近い区と比較して指定管理料の人件費は適正であるか。
- ② 当該地域ケアプラザはデイサービス部分の評価は行わないということによいか。

(事務局)

- ① 本市で設定している上限額を条件に施設から提案をいただく形を取っている。
- ② 当該地域ケアプラザに関しては民設のため指定管理外であり、評価外となる。

(委員) 指定期間の途中で第三者評価を行う義務があるが、第三者評価ができる事業者は複数あるのか。

(事務局) 複数の事業者があることを確認している。

【決定事項】

・公募要項及び応募関係書類については、事務局案に各委員からの意見を基に修正を加えたものとする。

(4) 評価基準項目等について

事務局より、資料10-1、資料10-2、資料11をもとに説明。

	<p>【委員からの意見】</p> <p>(委員) 質疑応答の時間について、委員 1 人 1 問質問ができる程度の時間を確保できるとよい。</p> <p>(事務局) 質疑応答については 10 分から 15 分へ変更する。</p> <p>(委員) 書類の記載内容で評価するにあたっては、設問がもう少し詳細に記載されているとよい。</p> <p>① 「子ども」という表現では学齢期の子どもだけをイメージする可能性があるので、「子ども・子育て」とするなど、乳幼児期のこどもも含まれるような表現としてほしい。</p> <p>② 人材育成・研修計画の項目は、職員のやりがいという視点を加えてほしい。</p> <p>③ 人材の定着に関する取組について記載してもらう項目があるとよい</p> <p>④ 地域ケアプラザの認知度向上に向けた取組について記載してもらう項目があるとよい。</p> <p>(事務局) いただいた意見をもとに、様式を修正する。</p> <p>【決定事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査方法については、評価基準項目に基づき、応募団体の書類審査及び面接審査を総合的に実施する。 ・評価基準項目及び採点について、最低制限基準は、全委員の採点結果の合計点の 60% とする。 ・選定対象については、全委員の採点結果の合計点を応募団体の評価点とし、施設ごとに最高得点かつ最低制限基準を満たした団体を指定候補者とし、次点かつ最低制限基準を満たした団体を次点指定候補者とする。また、同点者が出た場合、全委員による協議を行い、再度同点者の採点を行う。更に同点者が出た場合には、委員長による判断とする。 <p>6 その他</p> <p>事務局より、今後のスケジュールの確認及び事務連絡。</p> <p>(事務局) 戸塚区ホームページにおいて、委員名簿、議事録（発言者名非公表）、選定結果等について公表する。また、議事録の確認は、委員長一任とする旨提案。</p> <p>(委員一同) 了承</p> <p>7 閉会</p>
資 料	<p>1 令和 3 年度横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会委員名簿・・・資料 1</p> <p>2 横浜市地域ケアプラザ条例（抜粋）・・・資料 2</p> <p>3 横浜市戸塚区地域ケアプラザの指定管理者の候補者の選定等に関する要綱・・・資料 3</p>

- | | |
|----|-----------------------------------|
| 4 | 横浜市戸塚区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会運営要綱・・・資料4 |
| 5 | 戸塚区内地域ケアプラザ一覧・・・資料5 |
| 6 | わたしたちの地域ケアプラザ（リーフレット）・・・資料5別紙 |
| 7 | 会議の公開・非公開の考え方・・・資料6 |
| 8 | 公募及び選定スケジュール案・・・資料7 |
| 9 | 横浜市名瀬地域ケアプラザ指定管理者公募要項・・・資料8 |
| 10 | 横浜市名瀬地域ケアプラザ指定管理者の応募関係書類・・・資料9 |
| 11 | 評価基準項目等について・・・資料10-1・資料10-2 |
| 12 | 採点例・・・資料11 |